

令 02 原機 (温 H) 010

令和 3 年 3 月 17 日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の原子炉施設
〔H T T R (高温工学試験研究炉)〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書
〔H T T R の変更(第 2 回申請)〕 の変更について (届出)

(その他試験研究用等原子炉の附属施設の構造及び設備の一部変更)

平成 30 年 7 月 11 日付け 30 原機(温 H)002 をもって申請(平成 31 年 3 月 26 日付け 30 原機(温 H)008、令和 2 年 3 月 30 日付け令 01 原機(温 H)007 及び令和 2 年 7 月 20 日付け令 02 原機(温 H)001 で一部補正)し、令和 2 年 9 月 9 日付け原規規発第 2009096 号をもって認可を受けました国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の原子炉施設〔H T T R (高温工学試験研究炉)〕の変更に係る設計及び工事の計画の認可申請書〔H T T R の変更(第 2 回申請)〕について、記載事項の一部を変更したいので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 27 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代 表 者 の 氏 名 理事長 児玉 敏雄

2. 変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要

HTTR(高温工学試験研究炉)

その他試験研究用等原子炉の附属施設

火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等）

3. 法第二十七条第一項の認可年月日及び認可番号

認 可 年 月 日 令和 2 年 9 月 9 日

認 可 番 号 原規規発第 2009096 号

4. 変更内容

別紙に示すとおり「第 5 編 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等）」に係る工事の方法のうち使用前事業者検査の項目及び方法に関する記載の一部を変更する。

5. 変更理由

使用前事業者検査の項目及び方法のうち 4.3.2.1 火災の発生防止に係る設備・機器（Ⅲ）発火性物質及び引火性物質を内包する機器の性能検査の判定について、機器の性能を満足する判定に記載内容を変更する。なお、この変更は施設の設計を変更するものではない。

以上

別紙

設 計 及 び 工 事 の 方 法 の 変 更 に つ い て

第5編 その他試験研究用等原子炉の附属施設のうち
火災対策機器（火災感知器、消火器、消火栓等）

1. その他試験研究用等原子炉の附属施設の構成及び申請範囲
(変更なし)

2. 準拠した基準及び規格
(変更なし)

3. 設計
(変更なし)

4. 工事の方法

4.1 工事の方法及び手順
(変更なし)

4.2 工事上の留意事項
(変更なし)

4.3 使用前事業者検査の項目及び方法

4.3.1 ケーブルトレイの障壁材及び原子炉格納容器内の火災感知設備に係る試験・検査
(変更なし)

4.3.2 火災防護対策に必要な既設の設備・機器に係る試験・検査

4.3.2.1 火災の発生防止に係る設備・機器

(I) 火災防護対象機器に係るケーブル
(変更なし)

(II) 火災防護対象機器
(変更なし)

(III) 発火性物質及び引火性物質を内包する機器

(1) 構造、強度及び漏えいの確認に係る検査
(変更なし)

(2) 機能及び性能の確認に係る検査

イ. 員数検査

(変更なし)

ロ. 性能検査

判定の記載を次のとおり変更する。

(変更前)

判定：非常用発電機の燃料小出槽の堰の容量について、燃料油が全量漏えいした場合においても堰内に留めておくことが可能な容量であること。また、「3.2 設計仕様」の「第3.9 表 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の潤滑油温度一覧」に記載する潤滑油の引火点が機器を設置する室内温度及び機器運転時の潤滑油温度よりも低いこと。

(変更後)

判定：非常用発電機の燃料小出槽の堰の容量について、燃料油が全量漏えいした場合においても堰内に留めておくことが可能な容量であること。また、「3.2 設計仕様」の「第

3.9 表 潤滑油の引火点、室内温度及び機器運転時の潤滑油温度一覧」に記載する機器を設置する室内温度及び機器運転時の潤滑油温度が潤滑油の引火点よりも低いこと。

(3) 本申請に係る検査が本申請書に従って行われたものであることの確認に係る検査
(変更なし)

(IV) ~ (VI)

(変更なし)

4.3.2.2 ~ 4.3.2.3

(変更なし)